

### 【インクルーシブ教育システムについて】(中教委初中分科会報告(H24.7.より))

#### 【インクルーシブ教育システム】

- 障害者権利統制においては、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者の精神的及び身体的健康等を最大限まで発達させ、自由及社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないことで、自己の生活する地域において初中等教育の機会が与えられるにこゝ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条例に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要な位置のため、特別支援教育を養育に進めていくことがあるべきである。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で生じることを追求するとともに、個別の教育ニーズのある児童生徒が対して、自立と社会参加を見習って、その視点で教育的アプローチによる指導の実践の実現、通級による指導、特別支援教育、特別支援学校といった、通常校との連携を用意しておこなわれる必要である。
- 基本的には次のようにしては、障害のある子どもが、できるだけ同じ場で共生して学ぶことを目指す。それが可能である場合は、それそのためのものが、授業内容が分かり手習活動に追加してある場合には、授業内容を教わがらず、授業内容が分かり手習活動にかかるところが、これが本質的な位置であり、そのための環境整備が必要である。

#### 文部科学省の対応

○障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の実現に向け取り組むことが大切。

①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるよう条件整備を行うことが必要

②一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、①通常の学級、②通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といつた、連続性のある多様な学びの場の整備が必要である。



-11-

### 【インクルーシブ教育システムに関する法律施行令の一部改正(H25.3.)】

（一定程度の（※）障害のある児童生徒の就学を可能としているこれまでの特別支援学校への就学を、原則的に小中学校への就学を前提としているこれまでの仕組みをめ、新たに、市町村教育委員会が、個々の障害の特性等を踏まえ、総合的な立場から就学を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者との意向を可能限り尊重することとしたもの。）

・上記の（※）障害の状態の変化を踏まえた転居、特別支援教育等による区域外転居、保護者及び専門家からの区域外就学等について規定を盛りた。

（※）就学教育実施行き届けのほか）

障害の種類

精神障害者 脳膜炎の他の病気や外因的要因等が原因のものその他、精神疾患の原因によっては著しく障害が発現するもの。

聴覚障害者 聴覚の原因が先天的、3歳未満のものは持続的の言語の字、音節等の辨認に大きな困難が不可避ではあるが、著しく障害が発現するもの。

知的障害者 精神の力が弱いのが特徴のもの、精神の発達段階によるもの。

知的障害者 1. 知能発達の遅れがあるが、他人への言葉表現が困難で日常生活を営むのにに問題をもたらすもの。

2. 知能発達の遅れの原因が精神的要因によるものうち、社会生活への適応が悪く困窮するもの。

肢体不自由者 1. 肢体の機能が障害があるもの。

2. 肢体の機能が障害があるもののうち、肢体の手足等が基本的な動作が不可能な状態にあるもの。

精神疾患者 1. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。

2. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。

精神疾患者 又は生活機能を維持する能力が著しく障害があるもの。

精神疾患者 1. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。

2. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。

区分	障害の種類
精神障害者	精神の機能が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。
聴覚障害者	聴覚の原因が先天的、3歳未満のものは持続的の言語の字、音節等の辨認に大きな困難が不可避ではあるが、著しく障害が発現するもの。
知的障害者	精神の力が弱いのが特徴のもの、精神の発達段階によるもの。
肢体不自由者	1. 肢体の機能が障害があるもの。 2. 肢体の機能が障害があるもののうち、肢体の手足等が基本的な動作が不可能な状態にあるもの。
精神疾患者	1. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。 2. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。
精神疾患者	又は生活機能を維持する能力が著しく障害があるもの。
精神疾患者	1. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。 2. 精神の障害が持続的で、日常生活における問題に重大なもの。

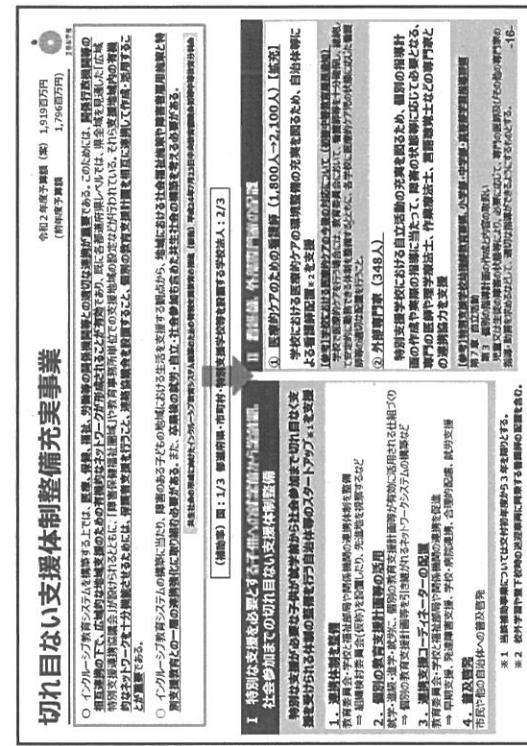
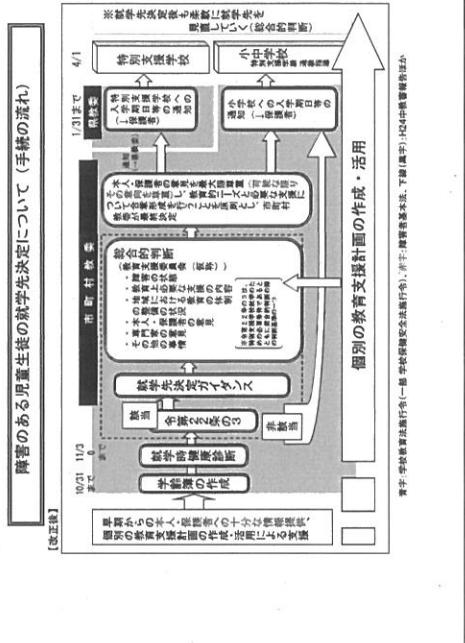
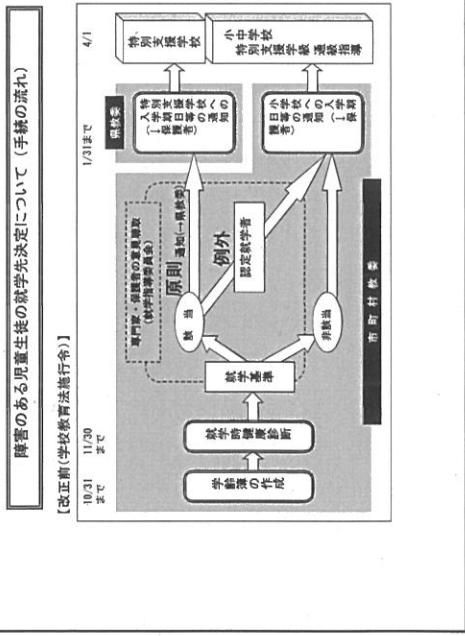
#### 文部科学省の対応

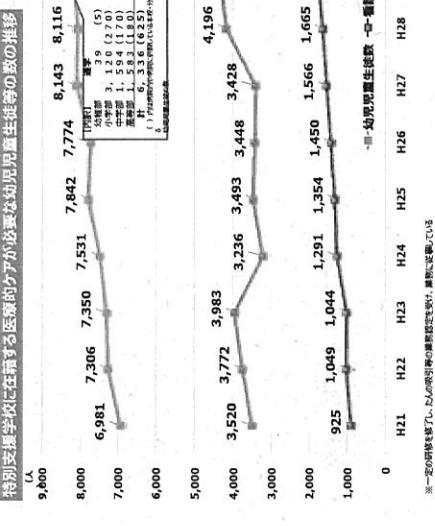
○具体的には…

- ①平成25年学校教育法施行令改正
  - ・障害のある子供の就学先については、本人や保護者の意見を可能な限り尊重しながら、市町村教育委員会において総合的な観点から決定する仕組みへ

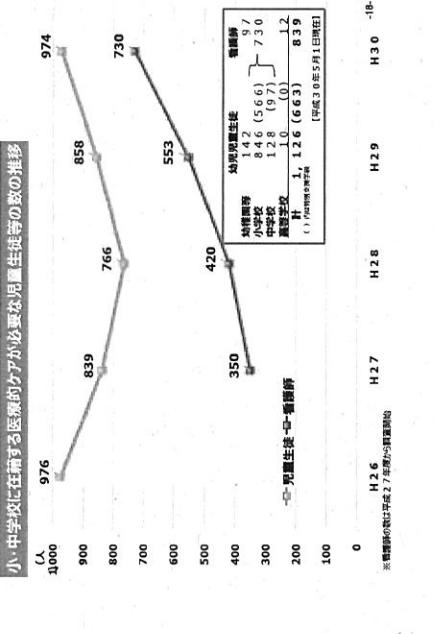
- ②教育環境の整備
  - ・特別支援教育支援員の配置
  - ・看護師の配置
  - ・外部専門家の配置

- ③教職員の資質の向上





教員の資質向上に関する取組状況



## 1. 特別支援教育の現状

## 1. 特別支援教育の現状

- (1) 特別支援教育全体の状況  
 (2) インクルーシブ教育システムの構築  
 (3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況  
 (4) 特別支援学校



公立小中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数					
(文部科学省調査 平成30年5月1日現在)					
●小学校第1学年					
特別支援学校	23	9	3	32	合計
聴覚障害	49	57	35	106	
知的障害	2,215	170	—	2,385	
肢体不自由	194	24	2	218	
弱視	102	24	0	126	
重複障害	190	7	2	197	
●中学校第1学年					
特別支援学校	23	14	0	37	合計
聴覚障害	38	48	24	86	
知的障害	1,457	93	—	1,550	
肢体不自由	100	35	3	135	
弱視	47	46	1	93	
重複障害	132	9	2	141	

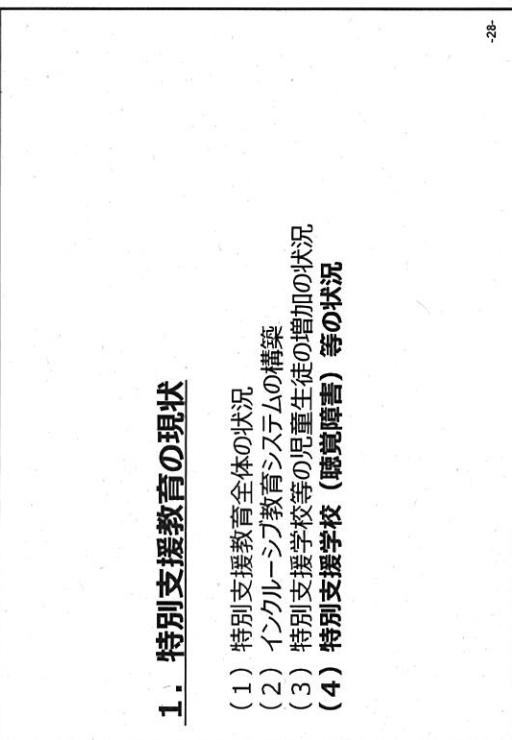
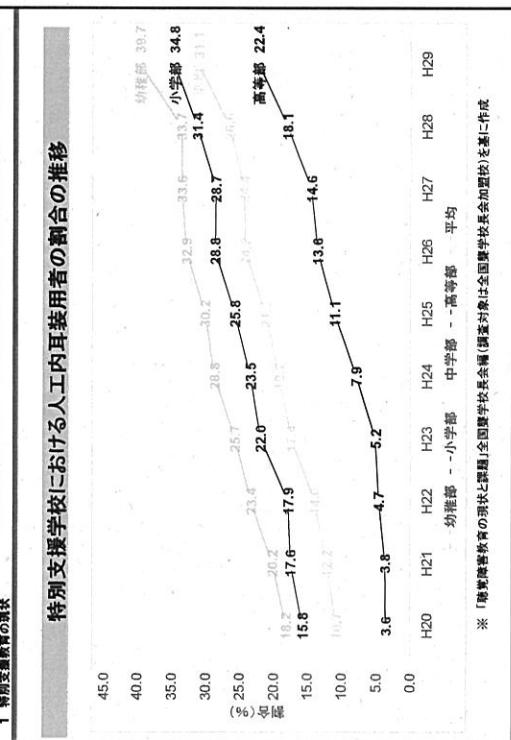
※調査における重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を併せ有する者とする。

### データから見える（推察される）こと

- 特別支援学校における聴覚障害の児童生徒数は横ばい（約8000人程度）
- 一方、人工内耳等の装具等の発達に伴い、2・2条の3相当の小中学校在籍の児童生徒が各学年100名前後を横
- これに加え、2・2条の3に相当しない（あるいは諸般の事情で2・2条の3相当と判断されない）児童生徒であって、小中学校に在籍している児童生徒が一定数いるものと推測される。

(まじめ)

- 1 小中学校においては、(2・2条の3相当の)人工内耳装用児童生徒の在籍が一定数見られ、加えてそれよりは程度の軽い支援を要する児童生徒が潜在的に一定数いる可能性が高いこと。
- 2 特別支援学校においては、多様な児童生徒が在籍するとともに、1の流れを受け、重複障害を抱える児童生徒の比率が潜在的に増加していると考えられること。
- 3 特別支援学校での支援の充実とともに、児童生徒の実態に応じた小中学校での支援の充実も適切に進めていく必要がある。



## 1 特別支援教育の現状

## 1(4) 特別支援学校(聴覚障害)の状況

## 国語科の授業で使用しているコミュニケーション手段

小学部N=150、中学部N=120、高等部N=96(複数回答、複数回答、複数回答)

聴覚口语	手話付き	日本手話 スピー子	ヨーネ	キーボード スピーチ	指文字	その他
小学部	62.7	78.0	14.0	35.3	14.0	56.0
中学部	60.0	89.2	12.5	47.5	2.5	72.5
高等部	56.3	93.8	10.4	60.4	1.0	78.1

「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状調査(平成24年度)」(国立特別支援教育総合研究所)

## 補助的な手段

- ❖ 表情、身振り、動作、指差し
- ❖ 実物、写真、絵、図など
- ❖ 聴覚障害のある人は、相手や場面によって、様々なコミュニケーション手段を使い分けたりいくつかの方法を組み合わせて使っている。
- ❖ 物事の順番、原因と結果、複雑な仕組みなどを絵や図を用いて示すことも有効。



## 各教科の指導計画の作成と各学年につわたる内容の取扱い

小学校(3~4年生)						
各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科
特別支援学校の小学校部(3~4年生)						第1節 小学校部

第1節 聴覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行つ特別支援学校各教科の目標、各学生の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たつては、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

## 聴覚障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

特別支援学校 幼稚部 教育要領	特別支援学校 高等部 学習指導要領
第2章 各教科	第2章 各教科
第1節 各教科	第1節 各教科
第2節 小学部 第1款	第2節 中学部 第1款

第1章 総則 第6 特に留意する事項  
4の(2)

1. 聽覚の形成と思考力の伸長	1. 聽覚の形成と思考力の伸長
2. 体験や経験を通じて表現する	2. 体験や経験を通じて表現する
3. 正確かつ効率的な意見の相互伝達	3. 正確かつ効率的な意見の相互伝達
4. 保有する感覚の活用	4. 保有する感覚の活用
5. 教材・教具やコンピュータ等の活用	5. 教材・教具やコンピュータ等の活用
6. さらに留意する事項 ①~⑤	6. さらに留意する事項 ①~⑤

学習指導要領における指導上の配慮事項に関する記述	
改訂(平成29年告示)	現行(平成21年告示)
(1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについて的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。	(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に躊躇なく語り、書いて表現したとする態度を養うよう工夫すること。	(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に躊躇なく語り、書いて表現したとする態度を養うこと。
(3) 児童の聽覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を選択して活用して、言語の相互伝達が活発に行われるよう指導方針を工夫すること。	(3) 児童の聽覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を選択して活用して、言語の相互伝達が活発に行われるよう指導方針を工夫すること。
(4) 児童の聽覚障害の状態等に応じて、補聴器や人間の目などの指導を工夫するようにして、児童の保有する感覚を最大限に活用し、効果的な学習活動を開拓できるよう努めること。	(4) 児童の聽覚障害の状態等に応じて、補聴器や人間の目などの指導を工夫するようにして、児童の保有する感覚を最大限に活用し、効果的な学習活動を開拓できるよう努めること。
(5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。	(5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
(6) 徒歩的・論理的・構造的・統合的などの情報処理能力を育むとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるよう努めること。	(6) 徒歩的・論理的・構造的・統合的などの情報処理能力を育むとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるよう努めること。

## 特別支援学校教員養成課程において手話を学習する機会

●特別支援学校教員養成課程の設置状況（平成31年4月1日現在）

特別支援学校教員養成課程1種を修了者が取得できる大学数	161
うち専門障害	9
聴覚障害	19
知的障害	160
肢体不自由	154
病弱	149

### ●現職教員に対する研修において手話を学習する機会（山口県の例）

県内の特別支援学校初任者60名を対象に、年10回、授業で使用する基本的な手話や手話による対話の基礎技術を学習する。また、初任者向け修了程度の手話表現力がある者50名を対象に、年6回、授業の手話表現や聴覚障害者の手話表現の読み取り等について学習する。

※上記は文部科学省において、各大学のHPから轉載したもの。

今後、特別支援学校の教育実践が課題における手話の取扱いの全体的な状況については、関係団体を通じて把握することを検討中。

## 特別支援学校(聴覚障害)における乳幼児教育相談者・相談件数

平成29年7月現在、乳幼児教育相談を実施している特別支援学校(聴覚障害)100校。( )内は、相談件数

総面接者数計	0歳児 (8,325)	1歳児 (10,621)	2歳児 (17,243)	合計 (36,189)
定期的支援者数計	609名	569名	635名	1,813名
通学児	通学児計 (7,889)	601名 (10,329)	565名 (16,794)	1,800名 (35,012)
訪問児	訪問児計 (8)	8名 (63)	4名 (39)	1名 (110)
不定期	不定期児計 (428)	140名 (229)	109名 (229)	401名 (410)
				1,067名 (1,067)

※ 平成29年度文部科学省「特別支援教育に関する実践研究実案事業(聴覚障害乳幼児教育相談研究会実案報告書)」

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行はるほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第一項に規定する児童、児童又は生徒の教育に関する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

## 2. 新しい時代の特別支援教育の在り方について

### 2.新しい時代の特別支援教育の在り方について

#### これからの初等中等教育の在り方の検討

中央教育審議会における審議（2019年4月～）

##### 【審議事項】

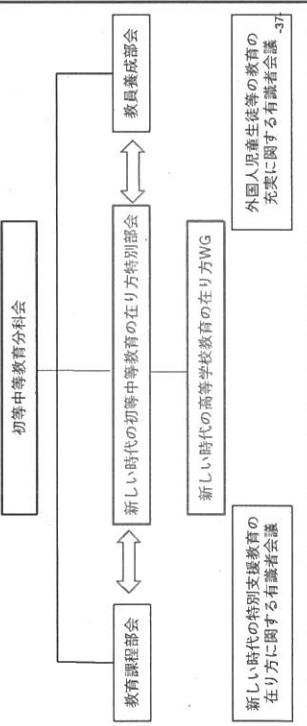
###### ①新時代に対応した義務教育の在り方

- ・障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方
- ②新時代に対応した高等教育の在り方
- ・障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方
- ③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方
- ④これからの中時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等
- ・特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

## 2. 新しい時代の特別支援教育の在り方の則りについて

### これからの中等教育の検討の進め方

- 新しい時代の中等教育の在り方特別部会において、諮問事項全体について横断的に議論する。
- 特別部会の議論を踏まえ、各部会における具体的な検討事項を整理する。
- 分科会の整理に基づき、各部会において更に審議。教育課程部会、教員養成部会の審議結果を特別部会に報告の上、横断的に議論する。
- 分科会は、特別部会の報告を踏まえ、とりまとめを行う。



### 新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議



### 参考　新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議

#### 当面規定される主な検討事項（例）

令和5年3月25日  
新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議（第1回会議）

#### ○ 小・中・高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の検討事項について

ー 小・中・高等学校における特別支援教育の検討事項について（特別支援教育の検討事項）

ー 中高生の特徴と特別支援教育の検討事項について（中高生の特徴と特別支援教育の検討事項）

ー 高等学校における特別支援教育の検討事項について（高等学校における特別支援教育の検討事項）

ー 特別支援教育における教員の検討事項について（特別支援教育における教員の検討事項）

### 参考　新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議

令和5年3月25日  
新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議（第1回会議）

#### 当面規定される主な検討事項（例）

令和5年3月25日  
新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議（第1回会議）

#### ○ 新しい時代の特別支援教育の目標方針性・ビジョン

ー 新しい時代の特別支援教育の目標方針性・ビジョンについて（伊藤）

ー 能力・可能性や生産性が競争力を伸ばす教育・自立・社会参加に向けた教育・適性等に応じた教育の開拓等の観点など）

ー また、我が国のイニシアチブシステムについてどのように考えてるか。

#### ○ 特別支援教育を担う職業の特性と職域の在り方

ー 現在国立特別支援学校で検討している発達障害のある児童の教育・訓練について（佐藤）

ー 特別支援教育免許法について（吉川）

ー 現在検定されない特別支援学校免許法について（吉川）

#### ○ 職業の充実度への指標の充実

ー 新時代に対する子供たちの職業に対する考え方（吉川）

ー 一社令5.0について（吉川）

ー 今後どのようにしていかれるか。

ー その観点など）

ー 今後どのようにしていかれるか。

ー その観点など）

### 3 これからの特別中等教育の在り方の検討

#### 新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議

これまでの検討の経過について（案）

- これまでの議論で出了主な意見を踏まえた整理すべき論点

##### （1）特別支援教育を担う教員の専門性の整理と養成の在り方について

一 特別支援教育に携わる教員と共に通じて求められる基礎的な資質や必要な専門性等についてどのように整理すべきか。その際、教員養成段階における特別支援教育概論の指導状況などについて現状の把握が必要ではないか。

一 発達障害などの児童生徒の特性に応じた指導や、障害のある子供とない子供との専門性を担保するための方策についてどのように考えていくべきか。

一 重複障害児への対応の観点から、複数の障害種を併せ有する場合の指導方法等に関する専門性をどのように確保していくべきか。

一 教員の専門性を担保するための方策として、例えば「履修証明」のような仕組みや免許等についてどのように考えるべきか。

一 専門性の担保に向けて、現職教員の研修の在り方や、小中学校等で特別支援教育を担当する教員サポート体制の在り方、人事交流の仕組み、特別支援学校のセンター的機能等についてどのように考えていくべきか。

#### 新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議

これまでの検討の経過について（案）

- これまでの議論で出了主な意見を踏まえた整理すべき論点

##### （2）障害のある子供たちへの指導におけるICTの活用について

一 障害のある子供たちの学習ツールとして特にICTは便利であり、大学等の養成段階において子供の実態や活用事例、実績を取り入れているようなケースは好事例となるのではないか。

一 障害のある子供については、早い段階から自分の一部のようにICT機器を使っている例もあり、情報機器の適齢により、例えは初めて指導内容を担当場合はあっても効果的な教材の活用や成果のあるICT機器の整備により、例えは初めて指導内容の充実に貢献する。

一 指導が可能となるなど、特別支援学校や通級による指導は、学習を途切れさせないということだけでなく学校の病気療養児にとって、ICTを利用した遠隔授業は、学習を途切れさせないということとなる。障害のある子供に50のICT利用については、このよう注意をもつて認証すべき。

一 障害のある子供のICT利用について、定期試験や入試等における対応など、時代テクノロジーの進歩に伴った配慮の在り方を考えていくことが必要ではないか。

一 進歩の中で、特別支援教育においても、指導内容の充実、教師の負担軽減・校務改善等の観点から足並みをそろえて着実に対応すべき。特別支援教育における指導の充実の観点からは、個別の教育支援計画や指導計画など、子供の状況やアセスメント結果を関係者間で共有し、指導に生かすことが必要。

#### 新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議

令和元年12月2日  
新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議（第4回）会議資料より

### 3. 教員の専門性の向上等について

#### （1）特別支援学校の教員の専門性の向上

##### （2）小・中学校等の教員の専門性の向上

##### （3）保健・医療・福祉と連携した乳幼児教育相談の充実

#### 3. 教員の専門性の向上等について

##### 3 (1) 特別支援学校の教員の専門性の向上

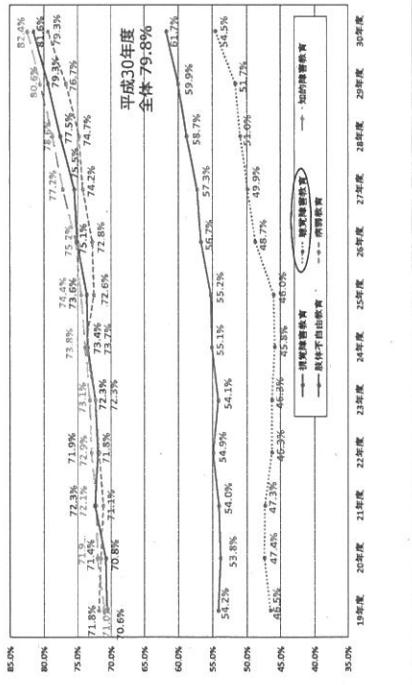
##### 平成27年12月中央教育審議会（答申）

これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について～（答申）（抄）

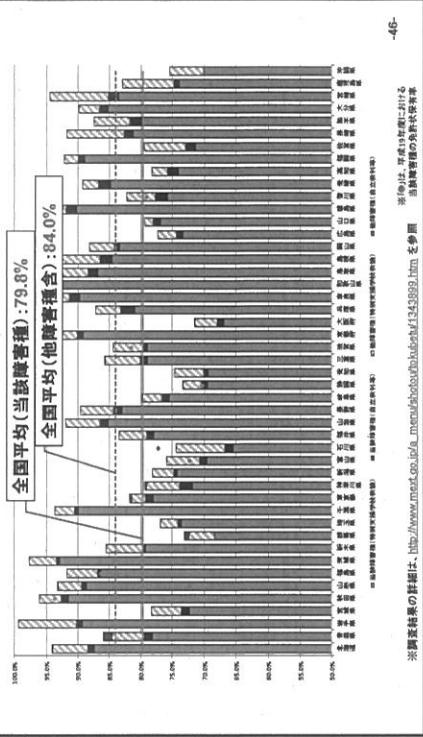
このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要的な支援を行つこが適当である。集中的に所持率の向上を図るために、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるところに、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許取得促進等の取組を進めることが考えられる。

（中略）小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目指として、特別支援学校教員免許法 費則  
15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかる。特別支援学校の相当する各部の主任教諭（筆頭又は次席の指導員及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭又は講師となることができる。  
※答申後に改正が行われ、条款が変更されている。44-

## 在籍校種の免許状保有率の推移(障害種別／平成19年度～30年度)



## 公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



## 特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換の結果について

期 間	令和元年10月
対 象	平成30年度保有率が79.3%（全国平均値）以下の18自治体（16府県、2指定都市）
会 嘉	● 平成27年12月21日の中央教育審議会答申において、「教育職員免許法附則第15項の廃止を見据え、平成22年度までの間に、右記のねおほいの特別支援免許状を所持することを義務づけ、園芸等必要な支援を行うことが必要である」とされているところ、こうした状況の中、全員個別支援の質的・量的・時間的・費用的負担増加が見受けられ、园芸の実施率は7.9%と低くなっている。また、この状況が免許状を所持することは難しいとされ、今後どのように免許状制度を向上させていくかが課題。
内 容	● 特別支援学校や施設の免許状を充てた教師が希望者に対して不対応している。 ● 教育委員会から免許制度の変遷についての文書をリーフレットを配布している。 ● 各学校で配布している。 ● 管理職から個々の教員に対して、面談で内情がかけている。 ● 未取得者に専門研修を実施している。 ● 授業料を確認している。 ● 教育委員会から資料を提供している。 ● 入学検査が難しくなるので、偏差値に依存せざる要件を自付で掲載している。
各 自 治 体 における 理 式・取組 策	● 各自治体における理式・取組策 ● 免許法認定講習の受講率に対する評価を位置づけ、教職目標を設定している。 ● 免許法認定講習を実施するに当たっては、面談等により免許状未持者を対象とした一定期間内の性質を説明させている。 ● 免許を取得した場合に免許認定講習等の受講料等の負担を軽減する方法を実施している。

## 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けた工夫

● 免許法認定講習の開講数の拡充
● 学校において生徒数が減少した際、管理職が職員から免許状の持込を促す方法
(開始や会場確保の工夫)
● 用意でない場合は、職員が持込するに備えて持込を確保している。
● 教育委員会において、人事システムに登録されたデータで把握している。
● 各学校において各教員が免許状を所持することを義務づけ、园芸等必要な支援を行うことが必要である。
● 過去に大規模な定期点検が実施された科目において、講座該を普及し、教育委員会として各学校に定期的に開催される定期点検が実施されている。
● 体育会等の定期点検が実施され、各教員が定期的に開催される定期点検が実施されている。
● 免許法認定講習は冬季休業中に開催している。
● 教育委員会が定期点検は冬季休業中に開催し、大学の講師は教員らに説明している。
● 教育委員会から免許制度の変遷についての文書をリーフレットを配布している。
● 各学校で配布している。
● 管理職から個々の教員に対して、面談で内情がかけている。
● 未取得者に専門研修を実施している。
● 授業料を確認している。
● 教育委員会から資料を提供している。
● 免許を取得した場合は、校員会や教頭会、学校訪問の場で認証する。
● 免許法認定講習の受講保護の方法
● 教育委員会から免許制度の変遷についての文書をリーフレットを配布している。
● 各学校で配布している。
● 管理職から個々の教員に対して、面談で内情がかけている。
● 新規採用からの実績統計が年末発表のどおり、特例による免許状取得が不可であるため教員が困難な教員がいる。
● 入学検査が難しくなるので、偏差値に依存せざる要件を自付で掲載している。
● 免許法認定講習免許状の保有率向上に向けた課題
● 特別支援学校や施設の免許状を充てた教師が希望者に対して不対応している。
● 免許法認定講習の受講率に対する評価を位置づけ、教職目標を設定している。
● 免許法認定講習を実施してて点等により免許状未持者を対象とした一定期間内の性質を説明させている。
● 免許を取得した場合に免許認定講習等の受講料等の負担を軽減する方法を実施している。

※特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換（令和元年10月）

教育通信認定許免

平成28年10月～



1

### 3. 教員の専門性の向上策について

- (1) 特別支援学校の教員の専門性の向上  
 (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上  
 (3) 保健・医療・福祉など連携した学級教育相談の充実

50

### 3 (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上

- 教育課程の科目区分の大振り化

■ 「100%の手教教育を追づ教員の実力に応じて」  
■ 新たな教育課題等に対するための講修内容の充実

〔平成22年12月改定教育基本法〕

卷之三

### 3 教員の専門性の向上等について

#### 3 (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上

これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について

■ 教職課程の科目区分の大振り化  
■ 新たな教育問題等に対応するための履修内容の充実  
（平成22年12月中央教育審議会答申）

4. 改善の具体的な方向性

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・育成  
・施設別に定めた評議会を実施する。  
・施設別に定めた評議会を実施する。  
・施設別に定めた評議会を実施する。  
・施設別に定めた評議会を実施する。

卷之三

令和元年度～	新しい教職課程の実施
「特別の支授を必要とする児童及び生徒に対する教育」	「特別の支授を必要とする児童及び生徒に対する教育」
1単位以上必修	1単位以上必修
外語	外語

「特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する理解」が  
1単位以上必修

1  
?

文部科学省 障害者活動推進プラン

- 義務教育段階の児童生徒数が年々減少する一方、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加。
  - 特に、通級による指導を受ける児童生徒数は5年間で約1.5倍。
  - ◆公立小中学校等における通級による指導の教育定数の基礎定量化  
(13人に1人中)
  - ◆高等学校等における通級による指導の制度化(H29.3義務標準法改正)  
(高専に1人中)

-52-

## 文部科学省「障害者活動推進プラン 児童通級指導者のある子供達の学びを支える～共生に向かた「学びひ」の質の向上プラン～

### 具体的な方策と進め方

#### ① 通級における指導方法の方針の作成

通級指導における指導方法（通級授業の在り方のモデル）や対象児童の決定、通級指導運営等に関する事例を作成する。

#### ② 「家庭・教育・福祉の連携」の質実を推進

文部科学省と厚生労働省が協働して取り組む家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（※）の確実な推進に向けて、調査研究等の関連事業や保護者に対する情報等を提供するための各自治体におけるハンドブックの配布の推進等に取り組む。

#### ③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

免許更新制の実効化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みについて検討する。（例えば、通級担当教員のための「履修証明」など。）

-53-

## 「初めて通級による指導を担当する教員のためのガイド」（仮称）の作成

通級指導を初めて担当する教員にとって分かりやすく、手に取ったいたいと思うガイドとする。ガイドを測定して、通級による指導に向が求められるか、通級の担当として、どのように役割・仕事を担っているのか、また、通級における指導の問題等について理解できるものとする。

※ある程度の知識やスキルが自身で可能であるため、そこへつながるガイドの位置づけ。

※現在、通級による指導のガイドの作成に関する検討会議にて検討中。



ガイドの構成（第1回）		令和元年年度												1)	2)	3)
		1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	1)	2)	3)
平成30年年度		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	
障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	
障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	
障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	障害者支援課	

-54-

## 聴覚障害者である幼児への指導

聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

言葉の指導を行う場合の留意事項								
① 保持する聴覚の活用	② 自ら尋ねたり、考えたりできるように幅広く豊かにかかる経験と言語化を図るよう							
③ 様々な手段を用いた気持ちのやりとり	④ 主体的言葉の獲得							
⑤ 生活状況・周囲と適切な言葉掛け	⑥ 基本的生活習慣の育成							
⑥ 言葉の意味を詰めて付けて了習得	⑦ 読みの力の育成							
⑦ 余音・発語の力の育成	⑧ 言葉の発達の育成							
⑧ 言葉による思考力の育成	⑨ 言葉による思考力の育成							

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」

## 3. 教員の専門性の向上等について

### (1) 特別支援学校の教員の専門性の向上

### (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上

### (3) 保健・医療・福祉と連携した乳幼児教育相談の充実

さらにも留意する事項								
① 保有する聴覚の活用	② 自ら尋ねたり、考えたりできるように幅広く豊かにかかる経験と言語化を図るよう							
③ 様々な手段を用いた気持ちのやりとり	④ 主体的言葉の獲得							
⑤ 生活状況・周囲と適切な言葉掛け	⑥ 基本的生活習慣の育成							
⑥ 言葉の意味を詰めて付けて了習得	⑦ 読みの力の育成							
⑦ 余音・発語の力の育成	⑧ 言葉の発達の育成							
⑧ 言葉による思考力の育成	⑨ 言葉による思考力の育成							

-55-



### ○「療育」の定義

- 障害のある子供のために行う医療と保育（広辞苑）

障害をもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育（デジタル大辞泉）

障害児が医療的配慮のもとで育成されること（大辞林）

### ○「教育」の定義

- ・ 教育の事業とは、人の精神的又は肉体的な育成をめざして人を教へ導くことを目的とする事業であつて、その教育されるものとの接觸を離れて行はれることはできない。  
昭和2年4月30日法務省訓令第3号
  - ・ 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。  
(教育基本法第1条)

三

文部科学省 令和2年度特別支援教育関係予算

文部科  
(参考)

- 70 -

-63-

(参考) 文部科学省 令和2年度特別支援教育關係予算

63



### 3. 行政説明

司会／

次に「教員の専門性を向上するための体系的・効率的な学びに向けて」と題しまして、文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教員免許企画室長 長谷 浩之 様より、お話をいただきます。  
よろしくお願ひいたします。

#### 教員の専門性を向上するための体系的・効率的な学びに向けて

長谷 浩之 氏

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教員免許企画室長



皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました長谷と申します。よろしくお願ひします。

#### 教員の専門性を向上するための 体系的・効率的な学びについて

令和2年2月16日

文部科学省 総合教育政策局  
教育人材政策課 教員免許企画室長  
長谷 浩之



先ほど、特別支援教育の全般的な状況等かなり詳しい話がありました。

私からは、「教員の専門性を向上するため」ということで、教員全般の話をしたいと思います。特別支援教育に関わる先生方の専門性の向上が本日の大きなテーマですが、それもそれだけが独立して存在しているわけではなく、先生方の資質的な向上は全体的な流れの中に位置付けられるものです。

私からは本日の議論の全体のフレームを構成する

#### 免許制度の原則

大学における教員養成

学士の学位等

+ 教職課程の履修

⇒ 教員免許状

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

という意味で、教員の養成、研修の話をしたいと思います。

お手元の資料を最初のところからお話をします。

(PPT2「免許制度の原則」参照)

まず、教員養成の関係で、免許制度について原則的なところから話をスタートしたいと思います。

この教員の免許制度は大きく2つの基本的原則があります。

一つは大学における教員養成です。先生になるためには免許を取得するためには、大学で一定の勉強をしなくてはならない。

もう一つは免許状主義で、学校の先生になるには免

許状を持っていなくてはならない。

前者の大学における教員養成については、教員になるには一定のトレーニングをしなくてはならないので、一定のトレーニングを終了したということを証明することが1つの役割です。もう1つが後半の免許状主義です。これは免許を持った人しか教員になれないということとして、専門性を持った人だけが教員になれるということを担保しているわけです。

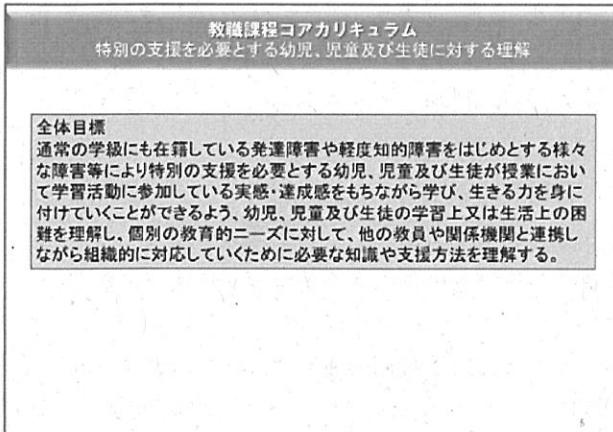
これらの2つの異なった側面があるということを意識して聞いていただければと思います。



では、まず、養成の内容です。

大学で勉強する内容は、ここ数年、段階的にかなり充実してきました。(PPT3「教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定」、PPT4「免許状取得(小学校)のために大学において取得を要する単位」参照)

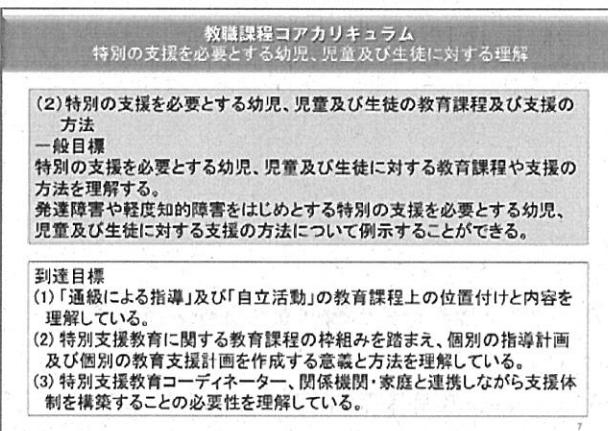
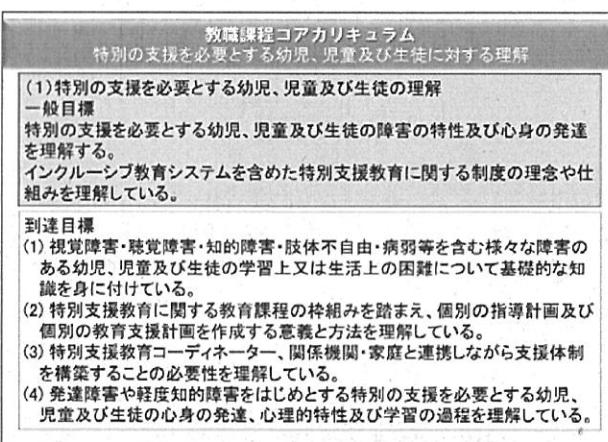
いろいろな内容がここに細かく書かれていますが、本日の皆さまのご関心のところから申し上げると、「教育の基礎的理義に関する科目」のうち「**特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解**」が1単位以上修得になりました。



では実際にどういう内容をここで勉強するか、ということについて、コアカリキュラムが作られており、全国1,000以上の大学・短大・大学院の教職課程において共通的に履修する必要がある内容を示しています。(PPT5「教職課程コアカリキュラム」参照)

ここでは、全体目標についてだけご紹介します。

「通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において……」以降、省略します。特にウエイトが置かれているのは、通常の学級にも多く在籍している発達障害のお子さんや軽度の障害を持つお子さんを中心的なターゲットとして、いろいろな障害種を幅広く学びながら履修していただきます。1単位は大学の講義だと15時間に相当します。15時間の勉強で、全部の知識・技能を詰め込むのは難しいと思われます。



しかしながら、大学の修了に最低限必要な単位数は124単位なので、教職課程の59単位だけでも大学修了の半分の単位です。更にこれで特別支援学校の免許状を取得したり(PPT8「免許状取得(特別支援学校)のために大学において取得を要する単位」参照)、群馬県では確かに小・中両方を持っていないといけなかっ

たりするのですが、すると大学4年間の学修も詰め詰めになっているという状況です。

免許状取得（特別支援学校）のために大学において取得を要する単位				
	各科目に含めることが必要な事項	専修	1種	2種
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある児童、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある児童、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	16	16	8
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある児童、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある児童、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	5	3
心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3
※専修免許状は、この他の大学が加える特別支援教育に関する科目を履修		50	26	16

ですので、養成段階で勉強をしておいたほうがいいと思われる事柄は、たくさんございますが、大学の4年間というのは長いようで、実は短いということも考えないといけません。

**教員養成段階の位置付け**

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～  
(答申)

平成27年12月21日中央教育審議会

教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを改めて認識することが重要である。

平成27年度の中教審の答申でも出ていますが(PPT9「教員養成段階の位置付け」参照)、養成段階は、教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的学習を行う段階であるということを改めて認識した上で、その間に身に付けておくことが何かを考える必要があります。最近は教職を目指さない学生が多いと言われていますが、教師としての使命感や、教師としての魅力は何なのかを改めて考えていただきたい。

また、教職生涯を通じて学び続ける態度などを身に付けていただきたいわけです。教職課程の59単位で教師となるために必要なすべての学修が完結するわけではなく、それを基礎・基本とした上で、教員養成系の大学・学部では教職課程の外側でいろいろな科目が充実していますし、あるいは教員になってからいろいろな研修が用意されています。

(PPT10「公立学校教員の研修」参照)

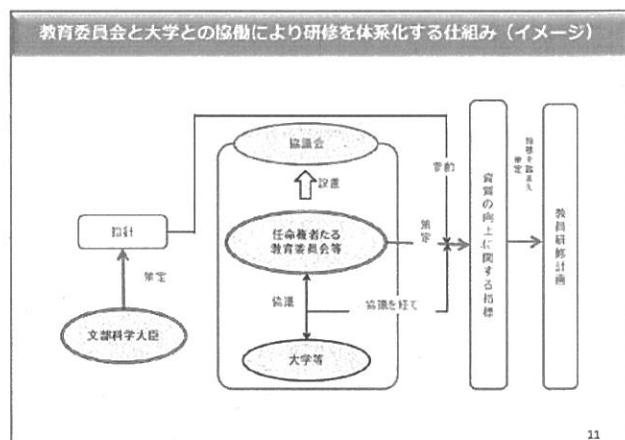


スライドの表にあるように、現職教員になられてからの先生方の研修は、例えば初任者研修、10年目の中堅教員資質向上研修、20年目、管理職になってからの研修など、いろいろな研修が用意されています。養成段階の基礎の上に、これらの研修を通じて段階的に学校現場で必要な知識、技能を身に付けていただくことになるわけです。

ただ、実はこの先生方の研修もBuild&Buildになっていて、スライドの表の上に「※このほかに、10年ごとに免許状更新講習を受講」とあるように、更新講習を受けていただかなくてはならない。

それから、特別支援学校の教員の免許状取得のため、認定講習を受講される方も多いと思います。また、小学校での英語の教科化に対応する指導力を身に付けるために、最近では中学校の英語の免許状を取得している小学校の先生も多くいらっしゃいます。

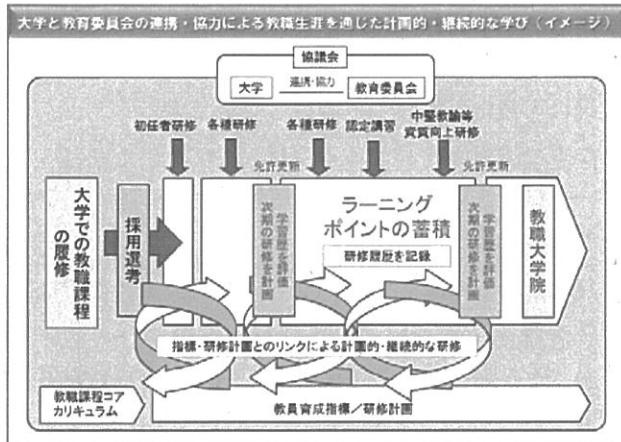
こういった形で、いろんな研修や大学での勉強が先生方の学びの中に入り込んでいますので、より体系的な方法を考えないといけません。中教審でもこうした議論を進めているところです。



つい最近の法律改正で必要になった仕組みですが各都道府県、政令市に協議会という組織を置くことに



これをうまく計画的、体系的にしていくことで、先生方の研修の負担を軽減しながら、実習の力をあげることができます。



少しスライドを戻します。

矢印の図をご覧下さい。(PPT12「大学と教育委員会の連携・協力による教職生涯を通じた計画的・断続的な学び」参照)

今、中教審では、できればこういう形になっていなければと考えています。

10年ごとの免許更新講習と各種研修や認定講習ができるだけ兼ねて、ラーニングポイントの蓄積をするととともに、今まで受けてきた研修を振り返り、今後10年の自分のキャリアパスを見通してどんな研修が必要かを計画する。そういう機会として免許更新を使っていけるようにしたい。

また、図の下側にある「教員養成指標／研修計画」とうまくリンクさせながら、体系的な研修ができればいいと思います。それが先生方の知識技能の高度化にも繋がっていけたらと思っております。

それから、スライド上部に「各種研修」「認定講習」と書かれています。先ほどの話にも出てきましたが、履修証明がこの中に入ってくることも考えられます。

「履修証明」というスライドをご覧下さい。

(PPT16「履修証明」参照)

スライドに記載されているように、一つは「発達障害等のある子供達の学び支える～共生に向けた「学びの質の向上プラン～」をテーマとしています。

### 履修証明

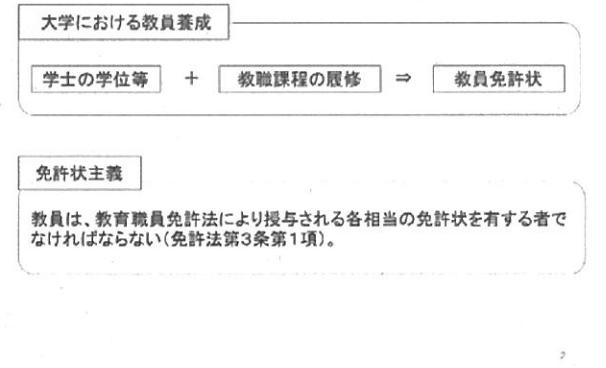
文部科学省 障害者活躍推進プラン②  
発達障害等のある子供達の学びを支える  
～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討【今年度～来年度】

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組み(例えば、通級指導担当教師のための「履修証明」(サーティフィケイト))を検討。

文部科学省の中で副大臣をトップとして研究してきました。「教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討」を行いました。例えば、通級指導担当教師のための「履修証明（サーティフィケイト）」を検討するということが示されています。

### 免許制度の原則



では、履修証明とは何かですが、一番最初のスライドに戻って下さい。(PPT2「免許制度の原則」参照)

免許ではなく、履修証明とは何か。

免許には2つの要素があると申し上げました。

1つは大学でちゃんとトレーニングを受けた、専門性を身に付けた、という証明としての免許。

もう1つは、免許を持っていないと教えることができないという業務を独占する仕組みとしての免許。

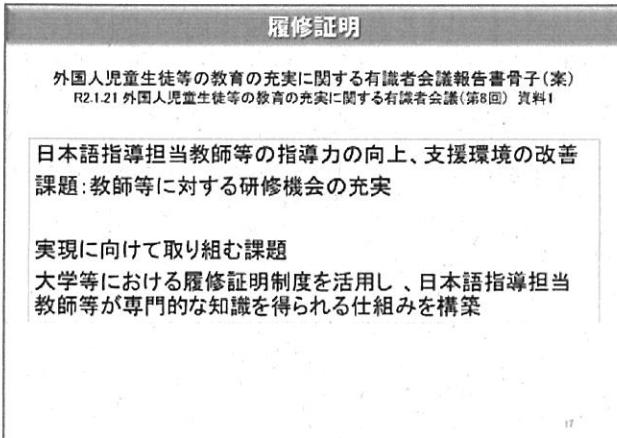
発達障害のお子さんへの指導や日本語指導が必要な外国籍のお子さんの指導などを免許制度にすると、業務独占の効果によって、その免許をもっていないと、教室の中にいる児童生徒のうち、発達障害のお子さんや日本語指導が必要お子さんだけは教えられないということになります。

発達障害のお子さんへの指導や日本語指導が必要な外国籍のお子さんへの指導の専門性を高めるということを重視して考えるのであれば、業務を独占させ

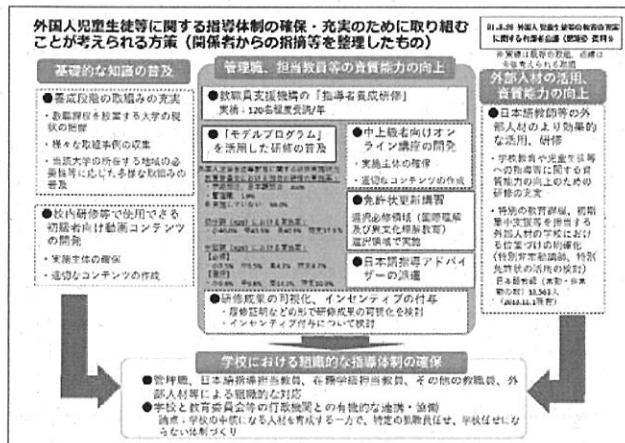
のではなく、トレーニングを積んだという研修の成果を可視化するという最初の意味合いを持たせた資格のようなものが考えられます。

その意味で、発達障害ではそれに対して一定のトレーニングを積んだことを証明する履修証明が考えられます。学校教育法にも履修証明の仕組みがあります。大学で60時間以上学んだときに、そういう証明書が出る仕組みがあります。必ずしも大学での学修に限るものではないかもしれません、イメージとしてはそういう形で一定の履修をしたという証明です。

先生方の専門性をプラスアルファしていく仕組みとして考えられます。



同じようなことは日本語指導の先生方についても言われています。(PPT17「履修証明」参照)



細かい資料が外国人児童・生徒のための有識者会議に出ています。(PPT18「外国人児童生徒等に関する指導体制の確保・充実のために取り組むことが考えられる方策」参照)

こちらでも同じように先生方のスキル向上が必要と書かれています。

スライド中央の「基礎的な知識の普及」、「管理職、担当教員等の資質能力の向上」、「外部人材の活用、資

質能力の向上」のところに、いろいろな研修を充実させていくことが入っています。

スライド真ん中の「管理職、担当教員等の資質能力の向上」の一番下、「研修成果の可視化、インセンティブの付与」のところですが、「履修証明などの形で研修成果の可視化を検討」と記載しています。

ここで論点とされているのは、2つあります。

一つは、どういった内容を履修すれば外国人児童生徒等に関する専門性が身に付いたと言えるのか、その中身を検討しなくてはいけないということ。まずは専門性を確保したというに足りる内容がどのようなものか。その際には専門性を確保しつつも忙しい先生方がある程度無理なく受講できる内容である必要があります。

もう一つは、履修証明を取得することで先生にどういうインセンティブがあるのか。取得を促すためにどういう仕組みを織り込めばいいか。これらを同時に検討しなくてはならない。資格をどのように活用していくのか、効果的な活用の仕方を検討することが、もう一つの論点としてあげられています。

このように、履修証明という仕組みはアイディアとして出てきていますが、2つの論点があります。先生方の専門性を高めていくための資格の仕組みの方は、これら2つ論点を踏まえて現在進行形で議論が行われているところです。

基本的な制度の仕組み、現状を説明いたしました。  
以上です。

# 教員の専門性を向上するための 体系的・効果的な学びについて

令和2年2月16日

文部科学省 総合教育政策局  
教育人材政策課 教員免許企画室長  
長谷 淳之



**免許制度の原則**

```

graph TD
    A[大学における教員養成] --- B["免許状主権  
教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者で  
なければならぬ(免許法第3条第1項)。  
教員免許状"]
    B --- C["教職課程の履修  
教士の学位等"]
    C --- D["+"]
    D --- E["+  
教職課程の履修  
教士の学位等"]
  
```

## 教職課程コアカリキュラム 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

**全体目標**  
通常の学級(学年)において特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的にに対応していくために対応していく。

5

## 教職課程コアカリキュラム 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標  
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の発達

インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。

### 到達目標

- (1) 言語障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。
- (2) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。
- (4) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。

## 教職課程コアカリキュラム 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

一般目標  
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

**到達目標**  
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法を理解する。  
発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。

### 到達目標

- (1) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
- (2) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

## 教職課程コアカリキュラム 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標  
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の発達

インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。

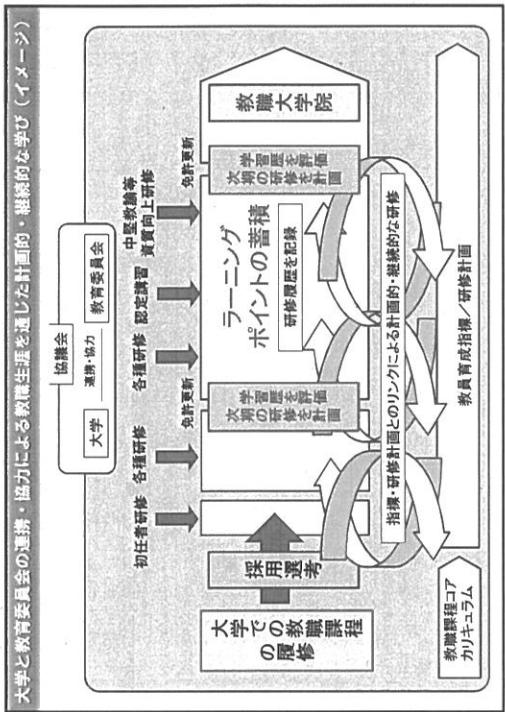
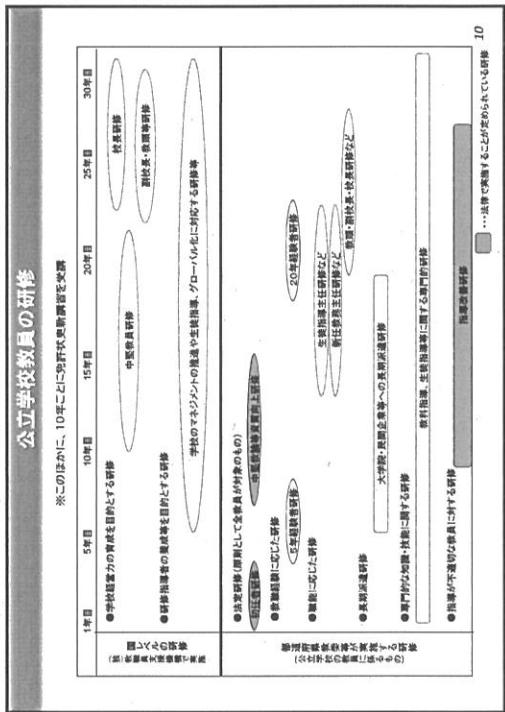
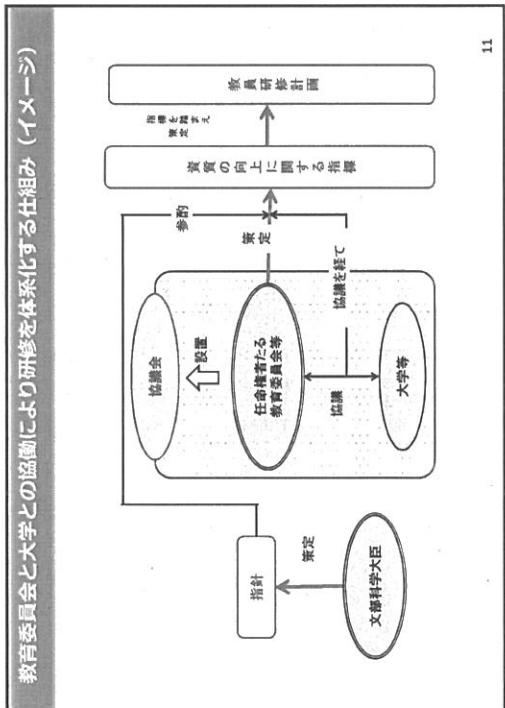
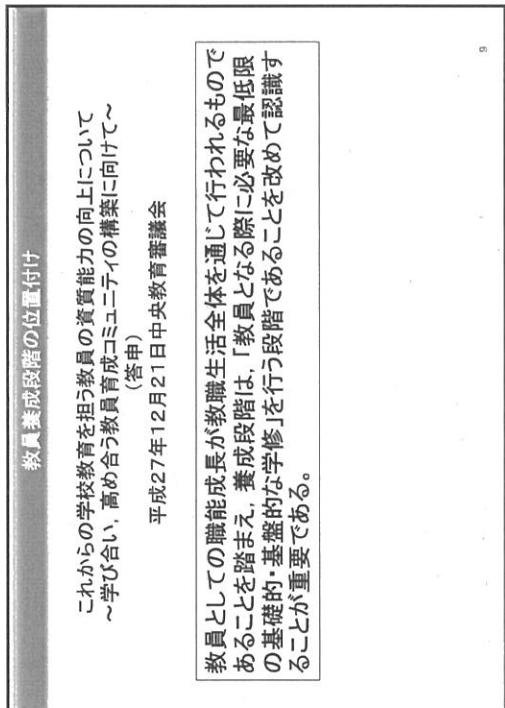
### 到達目標

- (1) 言語障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。
- (2) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。
- (4) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。

## 免許状取得（特別支援学校）のために大学において取得を要する単位

各科目に含めることが必要な事項	専修	1種	2種	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	16	16	8
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	5	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3
※専修免許状は、この他に大学が加える特別支援教育に関する科目を履修		50	26	16

8



**更新講習と現職研修の相互活用**

**[パートーンA]**

○ 概要  
大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一部を免除している事例（福岡市）

○ 教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一部を免除している事例（福岡市）	○ 概要 福岡市教育委員会が、免許状更新に必要な3.0時間（必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域6時間、選択科目分べて選択）の更新講習を監査。市職員を対象として更新講習を実施、受講料の半額を負担する（3.0時間分べて選択）。		
○ 現職研修の一部を免除する 教育委員会による更新講習を受講した 大学等又は教育委員会による更新講習を受講する 教育委員会による更新講習を受講する	○ 更新講習受講（予定）者は、中堅教諭等質問上研修のうち選択研修（4時間）を免除することで、受講料免除（大学等が開設している更新講習を受講した場合も、選択研修（4時間）を免除）		
○ 中堅教諭等質問上研修の内容（30歳代、小・中学校教員のプログラムの例）			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">校外研修（5日間） 共通研修（2日間） 選択研修（4日間） （必修選択科目は2科目） 校内研修（6日間） 校内研修（6日間）</td> <td style="width: 50%;">教育公務員の服務・倫理、中堅教諭としての実践、中堅教諭としてのマネジメント等 教育公務員の服務・倫理、中堅教諭としての実践、中堅教諭としてのマネジメント等 生徒指導等（2科目を選択） 生徒指導等（2科目を選択） 全般指導（全般指導） 全般指導（全般指導） マネジメント等研修後についてレポート作成（免除者は下記）</td> </tr> </table>		校外研修（5日間） 共通研修（2日間） 選択研修（4日間） （必修選択科目は2科目） 校内研修（6日間） 校内研修（6日間）	教育公務員の服務・倫理、中堅教諭としての実践、中堅教諭としてのマネジメント等 教育公務員の服務・倫理、中堅教諭としての実践、中堅教諭としてのマネジメント等 生徒指導等（2科目を選択） 生徒指導等（2科目を選択） 全般指導（全般指導） 全般指導（全般指導） マネジメント等研修後についてレポート作成（免除者は下記）
校外研修（5日間） 共通研修（2日間） 選択研修（4日間） （必修選択科目は2科目） 校内研修（6日間） 校内研修（6日間）	教育公務員の服務・倫理、中堅教諭としての実践、中堅教諭としてのマネジメント等 教育公務員の服務・倫理、中堅教諭としての実践、中堅教諭としてのマネジメント等 生徒指導等（2科目を選択） 生徒指導等（2科目を選択） 全般指導（全般指導） 全般指導（全般指導） マネジメント等研修後についてレポート作成（免除者は下記）		
(福岡市教育委員会が開設している更新講習)			

**現職研修と更新講習の相互活用の事例（16回目治体）**

**[パートーンB]**

○ 概要  
大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一課として組み込まれる現職研修の一部を免除する事例（福井県）

○ 教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一課として組み込まれる現職研修の一部を免除する事例（福井県）	○ 概要 教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一課として組み込まれる現職研修の一部を免除する事例（福井県）		
○ 大学等又は教育委員会が開催する更新講習を受講することによって、現職研修の一課として組み込まれる現職研修の一部を免除する事例（福井県）	○ 大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一課として組み込まれる現職研修の一部を免除する事例（福井県）		
○ 更新講習の受講により、現職研修の一課として組み込まれる現職研修の一部として組み込まれる現職研修の内容（26回目治体）			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">更新講習（5日間） 必修選択（1日間） 選択必修選択（11日間） 選択選択（3日間）</td> <td style="width: 50%;">他の教育者の傾向、教諭としての子ども扱い・教育者等についての知識、子どもの教養に関する資料（必然的知識） 学生指導等における新的知見、等 学生指導等における新的知見、等 教育者等に対する報酬的対応の必要性（選択必修選択時間） 全般指導・全般指導（3日間） 面向けた授業改善等</td> </tr> </table>		更新講習（5日間） 必修選択（1日間） 選択必修選択（11日間） 選択選択（3日間）	他の教育者の傾向、教諭としての子ども扱い・教育者等についての知識、子どもの教養に関する資料（必然的知識） 学生指導等における新的知見、等 学生指導等における新的知見、等 教育者等に対する報酬的対応の必要性（選択必修選択時間） 全般指導・全般指導（3日間） 面向けた授業改善等
更新講習（5日間） 必修選択（1日間） 選択必修選択（11日間） 選択選択（3日間）	他の教育者の傾向、教諭としての子ども扱い・教育者等についての知識、子どもの教養に関する資料（必然的知識） 学生指導等における新的知見、等 学生指導等における新的知見、等 教育者等に対する報酬的対応の必要性（選択必修選択時間） 全般指導・全般指導（3日間） 面向けた授業改善等		
(福井県教育委員会が開設している更新講習)			

- 81 -

明證卷

B2121 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書骨子(案)資料

日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善  
課題：教師等に対する研修機会の充実

実現に向けて取り組む課題  
大学等における履修証明制度を活用し、日本語指導担当  
教員等が専門的な知識を得られる仕組みを構築

